



Title	唐代中央アジアにおける帖式文書の性格をめぐって
Author(s)	荒川, 正晴
Citation	敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究. 2009, p. 271-291
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/79137
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

唐代中央アジアにおける帖式文書の性格をめぐって

荒川正晴

目次

はじめに

1. 中央アジア（クチャ・コータン・トゥルフアン）出土の帖式文書

(1) 書式面の特徴

(2) 機能面の特徴と検討課題

2. コータン駐留軍による物品徴収と帖式文書

3. 物品徴収における専官と行官

(1) 専官と帖式文書

(2) 行官と帖式文書

4. 通行證としての帖式文書

結び

はじめに

中央アジアのクチャ・コータン・トゥルフアンといったオアシス諸地域からは、唐が当該地域を軍事支配した7～8世紀において作成された数多くの漢文官文書が出土する。唐の官文書研究は、これまでこれらの出土史料を援用してその検討を深めてきたと言える。ただし遺憾ながら、唐代官文書のなかでも地方で用いられたそれについては、多くの実例が出土しているにもかかわらず、いまだ本格的に分析されておらず、地方官文書の分類とそれぞれの機能に関しても十分には明確になっていないのが現状である⁽¹⁾。

そこで本論では、そうした地方官文書のうち、唐の公文書を規定する公式令には載せられていない帖式の文書を取り上げ、官文書としての性格や機能について検討することにしたい。

言うまでもなく、クチャやコータンは唐の直轄支配を免れ、それまで同オアシスを支配していた王家と國家の存続が認められた地域である。この點、直轄州縣に組み込まれたトゥルフアンと同一に取り扱うことはできないが、他方で各オアシス國家には羈縻都督府・州が置かれ、國王やその一族はそのトップたる都督や刺史としてオアシス支配に臨んでいた。さらに、少なくともコータン地域に関しては、オアシス國家（羈縻都督府）内の行政においてコータン語文書とともに漢文文書が併用されていた。すなわち、オアシス國家（羈縻都督府）が支配する管内のオアシス（州・郷・村）に

も漢文文書を併せ用いた行政が定着していたのである [吉田2006、148～152頁]。しかも、クチャやコートンより出土した実例を見る限り、同オアシスにおいても漢文官文書は、直轄支配地域のそれと同一の書式に則り作成されていたと判断して大過ない。唐朝が規定する漢文官文書が、こうしたオアシス國家（羈縻都督府）にも導入されていたのであり、このことからクチャ・コートン地域より出土した漢文官文書を、唐代官文書研究の史料として利用することは妥当である。ただしそれらを利用するための前提作業として、これらの地域より出土した漢文官文書が、羈縻支配地域において実際にどのような文書として機能していたのか、トゥルフアン出土のそれと比較しながらまずは正確に把握しておく必要がある。その理解なくして、中央アジア出土の官文書を唐の官文書研究の史料として活用することは困難である。

既に私は別稿においてクチャ出土の帖式文書である「孔目司文書」を取り上げ、その内容について種々検討したが、その際、帖式文書について以下のような指摘をしておいた。すなわち、帖式文書は、官民間わず柔軟に發出できる官文書であり、官司の世界だけで完結することはなかった。つまり公式令に規定されているような官文書は、基本的には官の世界だけで完結したのに對して、帖はいわば官と民間の世界とを結ぶ官文書として機能していたのである、と [荒川1997、5頁]。ただし、ここに言う官と民間という表現はあまりにも曖昧に過ぎ、具體的に何を指しているのか説明を要する。本論は、そうした別稿の不備を補うものでもある。これが中央アジア出土の帖式文書を、唐代官文書研究の史料として成り立たせるための基礎作業となれば幸いである。

1. 中央アジア（クチャ・コートン・トゥルフアン）出土の帖式文書

(1) 書式面の特徴

唐の官文書は、その多くは基本的には公式令の規定により一定の書式を整えて作成されたものであるが、當然のことながら官文書のすべてが公式令に規定されているわけではない。冒頭にも述べたように、帖式文書は、そうした公式令には規定されていない官文書の一つである。トゥルフアン（直轄州縣）とクチャ・コートン（ともに羈縻州府）からは、帖式と認められる文書が少なからず出土しているが、これらをリストアップして見ると、末尾付載の一覧表のようになる。

既に指摘されているように、内藤乾吉氏によれば、帖とは符とか牒などよりは軽い略式の文書であるとし [内藤1963、243頁]、中村裕一氏は、牒の簡略形の文書と結論する [中村1991、37頁]。私も別稿で、その書式について帖式文書が牒式と概ねその書式を同じくすることは明白であるとし、中央アジアより出土する帖も、基本的にはこの牒式に準じて作成されていたことがうかがえる、と指摘しておいた [荒川1997、3頁]。ところがその後、地方州縣で用いられていた官文書については、文書全般にわたり赤木崇敏氏により新たな検討が加えられており、これにより帖式文書に關する

この説明も再検討を迫られている。まずは赤木崇敏氏により復元されている帖式文書の書式を以下に示しておく〔赤木2008、77頁、圖2「地方官府（西州）の公文書書式」(5)〕

- ① 發出主體 帖 宛先
 ② 事書
 ③ 右…（本文）…月日 發信者 帖

* ③ 日付は月日のみ記し、年は書かない。

* ③ 發信者の次行に發信責任者の名前を併記する場合がある。

この帖の書式で注目されるのは、「右」で本文が始まっていることであり、これは牒式文書の書式とは明らかに異なるものであった。「右」で本文が始まる書式は、赤木氏が明確にした上申文書の「狀」式および「申」式のそれと共通しているのである〔Cf. 赤木2008、77頁、圖2、94頁〕。

さらに帖の書式上の著しい特徴として、年（號）の記載が省かれていたことが挙げられる。9世紀になると帖式文書にも年（號）が明記されるものが認められるようになるが⁽²⁾、末尾付載の一覽表に掲げる中央アジア（トゥルフアン・クチャ・コータン）出土の帖式文書を見る限り、少なくとも8世紀までの段階では、帖式文書に年（號）を書き入れることはなかった。

そもそもこうした帖式文書以外の官文書で、年（號）を省略する書式をもったものは基本的には存在しない。というのも、通常、官文書は本司外部へ發出された場合であっても一定の手續きのもとに控えが作成され、少なくとも複数年にわたり記録として本司に保管されるべきものであったと思われるからである〔Cf. 内藤1963、318頁〕。つまり何年のどの時点で、どのような内容の文書が作成され發行されたのか、後に検索できるようになっていたのである。もちろん後に見るように、帖式文書も發出元に控えが残されることもあったようであるが、他の官文書に比べその保存期間はきわめて短かったと豫想される。

以上の検討から明らかのように、單純に帖を牒の簡略形の文書として規定することは必ずしも適切ではなく、牒と帖とは書式面から見ても明らかに相違を有する官文書であることを先ずは明確に認識しておくべきであろう。

(2) 機能面の特徴と検討課題

地方州縣の行政においては、下達に用いられた官文書として、公式令に規定されている符と牒、そして公式令には見られないこの帖が頻用されていた。前二者については、符は所管と被管の關係に立つ聞での下達文書と見られ、それに對して牒は、そう

した直接の統屬關係にない間でのそれであった [荒川1997、5頁]。そしてそれらとは明確に異なる機能を擔った文書として帖式文書は用いられていたのである。

まず前段で検討した牒式文書との比較という点で言えば、官文書としての機能として両者がまず大きく異なるのは、牒式文書が、上から下に宛てられるばかりでなく、下から上および平行の間でもやり取りされる文書であったのに対して、帖は上意下達の機能に限定されるものであったことである。

そして文書の發出先についても、帖式文書が下達された先は、符は言うに及ばず、牒と比べてみても格段に多岐にわたる。例えば、直轄州縣が設置された西州都督府の場合 [帖式文書一覽表の①]、地方行政の要となる州府・縣司より帖式文書が發出された宛先を見てみると、州府から縣への下達以外にも、州府・縣から折衝府や軍團へ、さらには管内の寺院にも帖が下達されていたことが知られる [①No.30、31]。このほか帖式文書そのものが残っているわけではないがトゥルファン官文書には、州府から市司へ (大谷1259『集成』1、37頁) また縣から所管の坊や城へ (66TAM61:21 (a)『圖文』3、236頁/73TAM518:2/3-1『圖文』3、450頁)、帖が下達されていたことが認められる。

さらに帖式文書一覽表からは、州府・縣司以外でも、軍事機關である折衝府が烽や主帥などへ、さらに2例 [①No.27、29] しか残されていないが、個々の官員や折衝府が特定の個人 (百姓) に對して帖を下達する場面があったことが知られる。

他方、羈縻都督府・州が置かれたクチャやコータンにおいては、唐の鎮守軍やその軍事據點である守捉や鎮から、各オアシス國家 (羈縻都督府) に置かれた羈縻州下のオアシス聚落に居住する「羊戶」「匠」など (何れも在地のクチャ人やコータン人) に對して、漢文の帖式文書が下達されていたことが一覽表 [②No.2、③No.3] よりうかがえる。

官文書でありながら、多様な發出元から寺院・百姓などを含めた多様な相手へ柔軟に宛てる體制にあったことが、帖式文書の機能面での特徴として挙げられよう。そしてこのことと深く関連し、前稿でも指摘したように、帖式文書は全體を通して見ると、主として以下に掲げる二つをその内容としていた [荒川1997、5頁]。

①人の呼び出し

②物品滞納の督促もしくは人畜・物品の徵發

すなわち、官や軍による呼び出し (「追」) や、滞納している各種錢物の催促や人畜・物品の徵發を内容とするものが多く、そのなかには緊急性のある案件が多く含まれていた。帖式文書が他の官文書と異なり、發出元・發出先ともに多様なあり方を示していたのも當然であった。

この点、前段で見た書式面とともに機能面においても、帖式文書と牒式文書は明確に異なる。ただし留意すべきなのは、實際に帖はどのように下され、そこに示された指示はどのように遂行されたのか、また帖という文書の機能そのものについても、發

出元・發出先(宛先)の柔軟性ということ以外、まだ十分に明らかになっているわけではない。そこで以下、紙幅の関係があるので、本論では羈縻都督府が置かれたコータンの帖式文書に焦点を絞り、上述した問題点について検討しておきたい。

2. コータン駐留軍による物品徴収と帖式文書

先にも觸れたように、羈縻都督府が置かれたクチャ・コータン兩地域でも少なからず帖式文書が出土しているが、すべては現地に駐留していた鎮守軍もしくは守捉・鎮といった軍事機關が、オアシス國家の住民である百姓より物品や人畜を徴發する際に用いたものであった。この點が、トゥルフアンより出土した帖式文書と大きくその内容を異ならせる點であった。すなわち直轄・羈縻支配の相違とともに、30點以上にも達するトゥルフアンの帖式文書には、百姓より物品や人畜を徴發するために下達されたそれは、寺院を含めて見てもきわめて少ない。ただしこの點については、トゥルフアンの帖式文書が、8世紀中葉までに作成されたものを主體としたのに対して、クチャ・コータン兩地域出土の帖式文書はすべて8世紀後半に屬すものであったことを十分に考慮しなくてはならない。つまり帖式文書による物品や人畜徴發は、8世紀後半における唐朝の中央アジアからの撤退と現地駐留軍の孤立化とともに活發化した可能性を考える必要がある。

さてコータン國家(羈縻都督府)管内に點在する羈縻州下のオアシスのなかには、コータンに駐留した唐鎮守軍の守捉や鎮といった軍事機關が配置されたものがあつた。羈縻州の一つであつた六城州管下の城邑・傑謝(ダンダン・ウィリク)は、そうしたオアシスの一つであり、ここには傑謝鎮が置かれていた。實はそこから上述したような帖式文書が多く出土している。以下に掲げるのは、そうした帖式文書の一つである。

(A)「某年九月十七日傑謝鎮帖羊戶爲市羊毛事」(Дх.18915/張・榮2002、222頁)

- 1 傑謝鎮 帖羊戶等
- 2 當鎮諸色羊戶共料官市毛壹伯斤
- 3 右被守捉帖稱、「上件羊毛、帖至速市供、
- 4 分付專官介華。領送守捉、不得缺少。其價
- 5 直、賣卽支遣者」。准狀各牒所由、限三日內
- 6 送納。待憑送上、遲違科所由。九月十七日帖。
- 7 判官別將衛惟悌。
- 8 鎮官將軍楊晉卿。

(和譯)

傑謝鎮が羊戶等へ帖す。

當鎮の諸色の羊戶が、官の買い上げによる(羊)毛100斤を供出する(件)⁽³⁾

右は、(坎城)守捉の帖を受け取ったところ「上件の羊毛は、帖が届いたならば、速やかに市供(買い取って供出)させ、專官の介華に分付せよ。守捉まで領

送り、欠損することがないように。その代價は、買ったならば即座に支出せよ」とあった。状〔守捉の帖の書面内容〕にしたがって、所由には牒したので、三日以内に（羊毛を）送納せよ。（ただし）憑〔納入と支拂いに關する證明書？〕を（取り、それが整うのを）待ってから（羊毛を）送上するように。遅れや誤りがあったならば、所由を罰する。九月十七日、帖す。

判官別將衛惟悌

鎮官將軍 楊晉卿

本文書には、朱印が一つ捺されているが、印文は判讀できていない。ただし文書の内容そのものは明らかであり、守捉からの帖を傑謝鎮が受け取り、その後で、傑謝鎮から帖が羊戸あてに下されていた。そしてこの守捉は、傑謝（ダンダン・ウィリク）の地理的な位置から見て、坎城守捉と判断できる。ただし同文書には、冒頭に「羊戸に帖す」と明記される一方、本文では所由にも「牒」したことが明確に記されている。つまり傑謝鎮は羊戸へ帖するとともに、所由へ「牒」してその徴収の責任を負わせていたことが知られる。

これに關して注目されるのは、同じくダンダン・ウィリクより出土した次の文書である。

(B)「大曆十五年（780）傑謝鎮牒爲徵牛皮二張事」（Dx.18916／張・榮2002、224頁）⁽⁴⁾

- 1 鞮鼓牛皮二張〔
- 2 牒、得舉稱、奉處分〕〔
- 3 因恐賊默來侵抄、辰宿至要鼓聲相應者、
- 4 有各牒所由處、牒舉者。准狀各牒。火急限當
- 5 日內送納、遲科附者、故牒。
- 6 大曆十五年四月一日、判官果毅□□進□
- 7 知鎮官大將軍張順。

(和譯)

鞮鼓⁽⁵⁾の牛皮、二張

牒す。「通達」⁽⁶⁾を得たところ「處分を奉じたところ『（中缺）賊が音も立てずに侵略してくるのを恐れるので、夜間の緊急時には鼓の音で相い應ずるようにせよ』とあった。所由に牒するところがあれば、牒をもって通達せよ」と言っている。状〔「通達」の書面内容〕にしたがって、（鼓の件を所由に）牒す。（鼓の張り替えに要する牛皮二張は）火急（の件）にして、當日内を期限として送納せよ。遅れたならば（納）附者を罰する。故に牒す。

大曆十五年四月一日、判官果毅□□進□

知鎮官大將軍張順。

本文書は、前掲文書と同じく傑謝鎮における火急の物品徴収の案件であったが、帖

ではなく牒式文書によって所由に通達されたことがその内容より明らかである。このことより、火急の物品徴収にあたって、(A) 文書で記されていたように、帖式文書だけを被徴發者に向けて下達していたのではなく、併せて牒式文書を所由に宛て通達していたことを確認できる。その背景として、守捉からの「帖」などによる徴發指示を傑謝鎮が遂行するにあたって、所由を通じてその物品の徴収を確保しようとしたことがあったことが推測されよう。とすれば、所由とは何か？

この點に關して参考になるのは、同オアシスで出土したコータン語文書のなかに、守捉から傑謝オアシスへ宛てた、物品・人畜供出に關わる命令文書が存在し、基本的にその命令が薩波 spāta に下され、そこからさらに税物徴収にあたる最末端の責任者である叱半などに伝えられていたことである [Hedin56、58、59、60など。Cf. 吉田2006、147頁]。したがって、ここの「所由」も可能性としてきわめて高いのは、コータンの羈縻州(六城州)下の城邑、傑謝オアシスで薩波 spāta を務めるものである。それを傍證するものとして「貞元四年(788)五月傑謝百姓瑟□諾牒爲伊魯缺負錢事」(Дx.18917、張・榮2002、225頁)があり、そこには「所由薩波の思略」と表現されている。なおこの思略は、傑謝オアシスを代表する同オアシスのトップリーダーであり、漢文文書にはまた「首領」「薩波」の思略(Дx.18923、張・榮2002、229頁)として見えている。

ただし思略が「薩波」となったのは、782年以降であったと推測されているので [吉田2006、17頁]、本文書の大暦15年(780)の時點では、彼はまだ薩波となっておらず、それ以前の auva-hamdasta の稱號を帯びていた時期であった [Cf. 吉田2006、145頁]。この auva-hamdasta とは、コータン語文書の検討から、薩波と叱半との間に位置付けられるもので、傑謝オアシス城邑下の村落の長にほぼ相當すると見られている [ただし漢文文書での肩書きは百姓。Cf. 吉田2006、55・146~148頁]。したがって本牒式文書が下された所由とは、まだ思略ではなく、當時傑謝オアシスを統轄していた薩波であったと考えられる。

またダンダン・ウィリクからは、(A) 文書と同じく鎮官將軍の楊晉卿が發出した帖式文書が別に出土している。

(C) 唐某年十二月二十三日傑謝鎮知鎮官將軍楊晉卿納牛皮及鶉鳥翎帖 (Or.6406 / 『斯坦因』537頁)

- 1 傑謝鎮 帖知事
- 2 鞵鼓牛皮一張、鶉鳥翎破碎不堪、焦爛難蓄、皮并蹄骨等
- 3 右奉處分、上件等物爲鎮器械、破折損、箭
- 4 無翎修造、帖至仰准數採覓、限五日內送納。
- 5 帖至准狀。十二月二十三日帖
- 6 知鎮官將軍楊晉卿

(和譯)

傑謝鎮より「知事」に帖す

破碎して（使用に）堪えない鞆の牛皮一張、鶉鳥の翎 [矢ばね]、焼け爛れて保存に値しない皮と蹄骨 [馬牛等の脚骨] 等（の件）

右、處分を奉じたところ「上件等の物は、鎮の武器が破損し、箭も翎が無いので、修造せよ」とあったので、帖が届いたならば、仰せつけて必要數量を集めさせ、五日内を期限として送納せよ。帖が届いたならば、狀（書面）通りにせよ。十二月二十三日、帖す。

知鎮官將軍、楊晉卿

これによると傑謝鎮が自らの鎮の武器を修繕するために、「知事」に帖して必要となる物品を徴収しようとしていたことが知られる。ただし先の文書と異なり、本帖には朱印が捺されていた痕跡はない。

内容から見て、この「知事」とは、物品徴収の責任者と解することができよう。また先に検討したように、(A) 文書により傑謝鎮では被徴収者へ帖する一方、所由へ「牒」してその徴収の責任を負わせていたことが知られる。とすれば、(C) 文書には「所由」の名は見えていないものの、ここでの徴収も「所由」に對して牒するとともに、直接の徴収責任者となる「知事」に對して帖していたと理解すべきであろう。そしてこの「知事」こそ、傑謝の「所由薩波 *spāta*・首領」配下の各「村」の *auva-hamdasta* もしくは叱半であったと見られる。

では所由に對して牒式文書が発出されて徴収が行われているのであれば、わざわざ直接の徴収責任者や被徴収者へ帖する形式をもって文書が宛てられていたのは何故だろうか？

やはりそれは、所由に宛てるだけでなく、*auva-hamdasta* もしくは叱半クラスの實質的な徴収責任者や羊戸などの徴収者本人などにも文書を下す必要があったからであろう。そしてそれは帖式文書が、単に命令内容を周知・確認させたりするだけでなく、そのまま「通行證」としての機能を果たしていたと見られることと深く関連するものである。この點については、また後で検討したい。

そもそもコータン地域の場合、駐留する唐の軍隊は、コータン國内部の徴税機構を利用して物品を獲得していたが、先にも述べたようにそのコータン國内部の徴税システムは、直接百姓から官が徴収するのではなく、各オアシス城邑の代表者（薩波 *spāta*）を通じて行っていた [Cf. 吉田2006、18・143～148頁]。コータン語文書には、そうした代表者（薩波 *spāta*）から下位のリーダーに宛てられた徴税関係の傳達文書が数多く残されている [SI P 103.42, Hedin33 (吉田2006、55・121頁)、IOL Khot Wood 29 (Skjærvø2002, p.567) ほか]。とすれば傑謝鎮などからの漢文の帖式文書も、まずは傑謝オアシス全體を取り仕切る代表者（薩波 *spāta*）にそれが送られ、そこから改めて帖する先に下付されていたと見られる。すなわちオアシス城邑の代表者（所由）には、漢文牒式文書と帖式文書がともに送られたが、帖式文書はそこから徴發對象者

が屬す各「村」に向けて下付されたということができよう。

3. 物品徴収における専官と行官

帖式文書には、前掲 (A) 文書に見えるように、文書の下達に関わってある種の官名を肩書きにもつ官員が登場する。ここでは、そうした官員が帖式文書の下達と如何に関わっていたかについて検討しておきたい。

(1) 専官と帖式文書

まず前掲 (A) 文書には、「専官」と呼ばれる官員がその本文より認められるが、以下に掲げる文書にもこれが見えている。

(D) 某年五月簡王府長史王□□帖爲缺稅錢事 (Dx.18918/張・榮2002、226~227頁)

- 1 □ [
- 2 □ [
- 3 右 件人各缺稅 □ [
- 4 帖至、仰已上至、并 [
- 5 同到、遲科所由。五月□ [
- 6 用守捉印。
- 7 専官起復簡王府長史王□ [

本文書は、その書式から判断して、帖式文書であることは明らかである。またこの文書の出土地が、他の Dx. ナンバーが附せられたコータン出土文書の多くと同様にダンドン・ウィリクであったとすれば、この文書も傑謝鎮の「帖」である可能性が高い。また7行目の「専官起復簡王府長史の王□」(専官で簡王府長史に起復した王某)とは、本帖の發信責任者の署名であったと見られる。すなわち、6行目に見えるように守捉の官印を捺すことになっている本帖式文書を發出する責任者の一人として専官が関わっていたのである。

先に掲げた傑謝鎮が發出した帖式 (A) 文書からは、専官は坎城守捉から派遣された官であり、それが徴収の責務を負っていたことがうかがえる。ただし (A) 文書本文に「守捉まで領送し、缺損することがないように」と傑謝鎮への指示があることから、傑謝オアシスから守捉への徴収物品の運搬は、傑謝鎮の責任で行われた。

とすれば傑謝鎮が發出した帖式文書2件 (A・C) には、官印が捺されたもの (A) とそれが無いもの (C) とがあったが、同じく専官が關與した帖式文書 (A) に捺された朱印とは傑謝鎮のものではなく、守捉の印が捺されていたことが考えられよう。そもそも鎮としての印の存在は、未だ知られていない。帖式文書 (C) のように、傑謝鎮で徴収・送納が完結するような場合に、捺印が認められないのも肯げよう。

(2) 行官と帖式文書

帖式文書には、先に検討した「専官」とは別に、クチャ出土の「孔目司文書」(旅博20.1609、大谷8058缺)に「行官」と呼ばれる官員が存在した。そしてそれは、以下に掲げるコートン出土文書にも「行官」の肩書きをもつ官員が認められる。

(E) 建中六年(785)十二月廿一日行官魏忠順收駘麻抄(Dx.18927/張・榮2002、234頁)⁽⁷⁾

- 1 守捉使牒、傑謝百姓紇羅捺供行軍入磧
 - 2 打駘麻卅斤。「順」 hvi hivi ksau s̄i 40 kīa
 - 3 建中六年十二月廿一日、行官魏忠順抄。「順」
 - 4 // salī 108 (mā) śta cuātaja haḍā 10 ttiña beḍa gaysātajā vikausā kaṃhā
 - 5 hauḍe 106 sā kīa gvī tcyām-kvinā nāte thīṣi hīyām dva akṣa<ra> 「順」
- ※「」は花押

(和譯)

①(坎城)守捉使の牒により、傑謝百姓の紇羅捺が、行軍の入磧に際し(鎮官の夏)打駘の麻40斤を供出した。「順」(コートン語)Hviの領收書である:40斤。

建中六年十二月廿一日、行官の魏忠順が領收した。「順」

②(コートン語)18年Cvātaja月(中國曆の正月に對應)10日。この時に傑謝のVikausaは麻160斤を納入した。行官の魏が領收した。大使のものは2(00?斤)。「順」

本文書は、行官の魏忠順の抄(領收書)である[吉田2006、69~70頁;Kumamoto 2007、p.5]。吉田豊氏によれば、これは魏忠順の領收書二件(①と②)が連貼されたものであり、建中5年1月の領收書②の右隣に、ほぼ2年後の建中6年12月21日の領收書①が貼られた。さらに麻を収めた2人は、バイリンガル(漢語・コートン語)の契約文書から[Kumamoto 2001]、傑謝オアシス内の同じ村の住民であったと推測され、このことからこの領收書は個人が受け取っているのではなく、村で貼り合わせて保管していたものであったことが推測されている[吉田2006、70頁]。

既に別稿で検討したクチャ出土の「孔目司文書」は、こうした行官の領收書の前に、帖式文書と一緒に貼り合わされたものであり、それは安西軍の孔目司からクチャの同じ村に屬す複数の匠に織物の納入を命じるものであった。そして行官がこの帖式文書を取り次いでいたのである。この「孔目司文書」も、匠が屬す村でこれを保管していたと見て大過なからう。

ところで本文書は、冒頭に見える「守捉使牒」とあるように、守捉から下された麻の徴收命令であった。これまでの検討に基づいて解釋するならば、本文書の建中六年(785)には、傑謝オアシス聚落を代表した思略は既に「所由薩波」となっていた可能性が高く、一般的に守捉の命令は、この傑謝オアシス聚落の「所由薩波」に下された

と解することができる。ただし本文書には、専官とは異なる行官が介在しており、「孔目司文書」を見ると、行官は直接に匠が属す村に出向き、徴發物を領收していたごとくである [Cf. 荒川1997、6～7頁]。

さらにこのキーパーソンとなる行官については、傑謝オアシスから出土した「唐大曆十七年(782)閏正月行官霍昕悦便粟契」(『斯坦因』544～545頁)を見ると、行官の肩書きをもつ人物が、傑謝オアシスにおいて家を構えて牛畜を含めた資産を持っていたことがわかる。この点について参考になるのは、トゥルフアン百姓の麴嘉琰も行官の肩書きをもつが、彼はトゥルフアンから遠く離れた隴右節度使の別敕の行官に任命されていた。そして隴右節度使のために、彼はトゥルフアンと隴西との間を往來していたのである(73TAM509:8/16(a)之三/『圖文』4、286～287頁)。詳しい内容は詳らかではないが、何らかの物資輸送に従事していたことは疑いない。

とすれば、本文書の行官であった魏忠順も、傑謝オアシス出身の人間であり、坎城守捉のために地元の傑謝オアシスで物品を徴收し、それを坎城守捉にまで運搬していた可能性は高いのである。

こうした行官の性格を考えれば、守捉の命令は「所由薩波」通じて下達されていたというよりも、直接 auva-hamdasta (村長) もしくは叱半に下されていたと推測できよう。本文書では傑謝オアシス百姓の「羅捺」が鎮官である夏打駝 [Dx.18921、張・榮2002、229頁] のための麻40斤を集め、それを行官に納めていたが、この麻収集を擔った彼こそ、auva-hamdasta (村長) もしくは叱半であったと見られる。

というのも「百姓」という肩書きを「薩波」が名乗ることはないが、先にも述べたように auva-hamdasta (村長) クラスでは漢文官文書において「百姓」と名乗ることがあったからである [吉田2006、55頁]。すなわち「紇羅捺」は傑謝百姓とあっても、決して何の肩書きもない白丁であったのではなく、徴發品納入に直接の責任を負った傑謝オアシスの auva-hamdasta (村長) もしくは叱半クラスのものであった可能性が高い。先に見たように、本領收書が村レベルで保管されていたことも肯けよう。「孔目司文書」の例を考えれば、現在残されていない納入命令書も同様に、村でそれが保管されていたと考えられよう。

ただし直轄州縣が置かれたトゥルフアンでは、百姓個人に宛て帖され、そのまま百姓個人に留められた8世紀後半の帖文書 [トゥルフアン出土のいわゆる周氏一族文書] が残されているが、それは以下のようなものである。

「唐判官高隱帖」(大谷4887/『集成』3、55～56頁)

- 1 語周溫。其馬、帖至、分付
- 2 柳中知園所由康孝忠。
- 3 吾借馬張副使乘。七月
- 4 十八日。判官高隱帖。

(和譯)

周温に告ぐ。その馬については、(この)帖が来たならば、柳中縣の知園の所由である康孝忠に供出せよ。私は張副使より馬を借りて乗ってゆく。七月十八日。判官の高總が帖す。

本文書については、その書式が多くの帖式文書に共通するそれと異なることに注意すべきであろう。とくにその冒頭部の書き出しが「語」ではじまるのは、この一點のみである。このことと関わって、この帖は単に官員個人が発出したものであった。したがって、この帖は官文書としては、かなり特異な性格のものであったと見るべきであり、他の帖と同一には論じられないのである。

4. 通行證としての帖式文書

先に述べたように、帖式文書は、人を呼び出したり、物品滞納の督促もしくは人畜・物品の徴發に關わって各機關・個人に發出されたものであった。コートンでの例で見れば、こうした帖は「所由」の下位に置かれる auva-hamdasta (村長) もしくは叱半クラスの實質的な徴收責任者や羊戸などの徴收者本人に下されていた。おそらくは、この帖による命令を受けて、指定の場に出頭したり物品などを運搬するなど、居住地を離れ移動する必要が生じたと見られる。まさに帖式文書の機能として我々が考えなければならぬのは、単に命令を周知・確認させたりするだけでなく、それがそのまま「通行證」としての機能を果たしていたと豫想できる點である。

この點について言えば、トゥルフアンより出土したものではあるが、次に掲げる二つの帖式文書があることは参考になる。

「唐 西州下寧戎、丁谷等寺帖爲供車牛事」(吐峪溝千佛洞文書 81SAT: 2/『新出』12頁)

- 1] 帖寧
- 2] 冰請車 牛 [
- 3] 牛供擬畜

(戎)

- 4 寧□寺一乘、丁谷寺一乘 [
- 5 右、檢案内、每寺 [
- 6 前件車牛、帖至□ [
- 7 收。如遲違 [

[後缺]

(和譯)

(西州より) 寧(戎寺と丁谷寺に宛て) 帖す。

寧戎寺(車牛)一乗 丁谷寺(車牛)一乗

右は、(關係) 案件をチェックしたところ、どの寺も [

前件の車牛は、(この) 帖が来たならば [

收せよ。もし遅れや過誤があったならば、〔

(後缺)

本文書には、年月が明記されていないが、本文に朱印「西州之印」が捺されていることが年代を考えるうえで手がかりとなる。というのも唐がトウルフアンを貞観14年(640)に軍事占領すると、直轄州たる西州を設置したが、この体制は18年間続いた後に放棄され、顯慶3年(658)には西州都督府に昇格したからである。つまり「西州之印」が捺された本文書は、貞観14年(640)～顯慶3年(658)に作成されたことは明らかである。

さて本文書の内容を見てみると、西州がベゼクリクの寧戎(窟)寺とトユクの丁谷寺に對して、車牛を1セットずつ調達していたことが知られる。また本文書が発見された場所(トユク石窟)を考えれば、帖式文書というのは、宛てられた徴収対象者側が保管していた官文書であったことがわかる。さらに本文書が宛てられていたのが、ベゼクリクとトユクという離れた場所に建立する二つの寺院であったことからすれば、こうした帖は宛先ごとに作成されていたと考えるのが妥当であろう。

そしていささか不分明ではあるが、西州が本帖によって車牛1セットをそれぞれの寺院より調達したのが、何らかの運搬に使役しようとしたものだとすれば、そうした車牛の往來に逐一正式な通行證が発給されたとも考えられず、この帖によってその往來が保證されていた可能性があろう。つまり朱印を有する帖式文書が、単に上意下達されるばかりでなく、通行證としての役割を併せ持っていたと考えられるのである。さらに書道博物館に所藏される次掲の文書も、帖式文書にこうした機能が付随していたことをうかがわせてくれる。

「唐天寶三載(744)前後交河郡蒲昌縣帖」(書道博物館所藏文書／『流沙』20；『西域』Ⅲ、28頁〈内藤1963、244頁〉)⁽⁸⁾

- 1 蒲昌縣 帖
- 2 眞容寺、車牛壹疋。
- 3 右件車牛。帖至。仰速入山取公廩□
- 4 石。待至、准估酬直。七月十九日。史
- 5 嚴順帖。
- 6 □簿判尉宋仁□

(和譯)

蒲昌縣が帖す。

眞容寺の車牛一疋(の件)

右の車牛は、(この)帖が來たならば、仰せつけてすみやかに山に入って公廩の□石を取りに行くように。(遣わされた車牛が)到着するのを待って、(□石の)價格に準じて(その)代價を支拂う。七月十九日。(蒲昌縣)史の嚴順が帖す。

(蒲昌縣)主簿、判尉の宋仁□

本文書は蒲昌縣が眞容寺に宛てた帖式文書であり、陳國燦・劉安志兩氏は天寶三載(744)ごろに作成されたと推測している[陳・劉2005、490頁]。本文書の年代については、兩氏の見解に従う。また命令の内容は、同寺院が所有する車牛を供出させ、山間部にある公廩(田)の穀物を取りに行かせることを蒲昌縣(ピチャン)が指示したものであることは疑いない。そしてその穀物については、蒲昌縣でその代價が支拂われることになっていたのである。眞容寺については正確な位置比定は困難であるが、柳中縣(ルクチュン)に近在していたことは推測できる⁹⁾。したがって、この車牛はトゥルファン盆地中央部のルクチュンより同盆地東端のピチャンまで移動する必要が生じていたと見られるが、この間の移動については、近在する柳中縣ではなく蒲昌縣が當然保證するものであった。とすれば、蒲昌縣は發給したこの帖によってその移動を保證していた可能性は高い。ただし本帖には、朱印が認められず、これ自身は蒲昌縣側に留められた控えであったと見られよう。

こうした例からも、帖式文書は単に指定された場への出頭や人畜・物品の徵發・納入を命令するだけのものではなく、それ自身が通行證としての機能を併せ有していたとする視点が缺かせないことは認められよう。

結び

以上、本論で見てきたように、中央アジアにおいて帖式文書は、官や駐留軍が物品や人畜の徵發を百姓や寺院などに課す際に用いた官文書となっていたが、こうした帖は現時点では、クチャやコータン地域に集中的に見られる。この背景の一つとして、トゥルファン出土文書の作成年代が、多くは8世紀中葉までに留まり、それに對してクチャ・コータン出土文書のそれは、そのほとんどが唐の支配が實質的に終焉を迎えた8世紀後半に集中していることを考えておくべきであろう。つまりこうした帖式文書による徵發は、唐の支配の終焉期(8世紀の後半)に集中的に現れたと考えられるのである。そして、とくにコータン出土帖式文書の検討からは、以下に掲げる諸点が明らかとなった。

(1) コータンにおいては、駐留軍が物品や人畜の徵發を課す際に、二つの官文書を用いていた。すなわち「牒式文書」と「帖式文書」である。「牒式文書」は、オアシス城邑のトップリーダーである「所由」「首領」にのみ宛てられるものであったのに對して、「帖式文書」は、「牒式文書」とともにオアシス城邑のトップリーダーに先ずは送られたものの、それから徵發對象者が屬す「村」に向けてこれが下附されていた。また「所由」(薩波 *spāta*) がこうした徵發の中核となっていた背景には、コータン國の徵税は直接百姓から官が徵收するのではなく、各オアシス城邑の代表者(薩波)を通じて行っており、駐留する唐の軍隊は、そうしたコータン國內部の徵税機構を利用して物品を獲得していたことがあった。

(2) 牒式文書を「所由」に宛てるだけでなく、帖式文書を「所由」の下位に置かれ

る auva-hamdasta (村長) もしくは叱半クラスの實質的な徴收責任者や羊戸などの徴收者本人などにも下していた背景には、単に命令内容を周知・確認させたりするだけでなく、それがそのまま「通行證」としての機能を果たしていたことがあったと見られる。後者の點についてはトゥルファン出土の帖式文書からもうかがえる。

(3) また行官が介在する物品調達の命令書は、「所由の薩波」を通さずに直接村落に届けられ、徴發物品も行官が直接領收したと見られる。そして行官が關與した帖式文書そのものは、徴收対象者となった百姓個人レベルで保管するものではなく、それが屬す「村」に留められ保管されていたと見られる。またこの帖と貼り合わせて保存された例が知られる領抄文書についても、帖との關係を考慮するならば、基本的には百姓個人が保管していたというよりも、同様に「村」で保管していたと見るのが妥當であろう。

本論で得られた結論は、今後、とくに節度使が割據する唐代後半期の地方における帖式文書を理解するうえで参考となるものであろう。ただしこれらの結論を唐の帖式文書のそれとして一般化してゆくには、言うまでもなく羈糜都督府が置かれたコータン地域の事情を十分に踏まえる必要がある。とりわけコータンにおいて唐の駐留軍は、オアシス國家として整えていた税徴收システムを利用するかたちで、オアシス住民から物品・人畜を徴收していたこと〔吉田2006、18・127~148頁〕を忘れるべきではない。

略號

- 『俄藏』 = 俄羅斯科學院東方研究所・聖彼得堡分所・俄羅斯科學出版社東方文學部・上海古籍出版社 (編) 『俄羅斯科學院東方研究所聖彼得堡分所藏敦煌文獻』 1-17、上海古籍出版社、1992~2001。
- 『釋錄』 = 唐耕捲・陸宏基編 『敦煌社會經濟文獻真蹟釋錄』 1-5、全國圖書館文獻縮微複製中心・古佚小説會、1986~1990。
- 『集成』 = 龍谷大學佛教文化研究所 (編)・小田義久責任編集 『大谷文書集成』 1-3、法藏館、1984・1990・2003。
- 『書道博物館』 = 磯部彰編 『臺東區立書道博物館所藏 中村不折舊藏禹域墨書集成』、文部科學省科學研究費特定領域研究〈東アジア出版文化の研究〉總括班、東京、2005。
- 『新獲吐魯番』 = 榮新江、李肖、孟憲實主編 『新獲吐魯番出土文獻』、中華書局、2008。
- 『新記』 = 上原芳太郎編 『新西域記』 下卷、有光社、1937。
- 『新出』 = 柳洪亮 『新出吐魯番文書及其研究』 新疆人民出版社、1997。
- 『圖譜』 = 香川默識編 『西域考古圖譜』 下卷、國華社 (東京)、1915。
- 『中亞』 = 『斯坦因第三次中亞考古所獲漢文文獻 (非佛經部分)』 2、上海辭書出版社、2005。
- 『展覽目錄』 = 『敦煌吐魯番資料展覽目錄』 北京、1988。
- 『斯坦因』 = 陳國燦 『斯坦因所獲吐魯番文書研究』 武漢大學大學出版社、1994。
- 『圖文』 = 唐長孺 (主編)、中國文物研究所・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大學歷史系 (編) 『吐魯番出土文書』 1-4、文物出版社、1992~1996。
- 『西域』 III = 『西域文化研究 第三 敦煌吐魯番社會經濟資料 (下)』 法藏館、1960。

『文錄』 = 蔣斧輯・羅福萇錄『沙州文錄』1924。

『文書』 = 國家文物局古文獻研究室・新疆維吾爾自治區博物館・武漢大學歷史系（編）『吐魯番出土文書』1-10、文物出版社、1981~1991。

『寧樂』 = 陳國燦・劉永增（編）『日本寧樂美術館藏 吐魯番文書』文物出版社、1997。

『流沙』 = 金祖同輯『流沙遺珍』1940（黃永武編『敦煌叢刊初集』5、臺北：新文豐出版、1985）。

『旅順展』 = 京都文化博物館『旅順博物館所藏品展』：京都新聞社、1992。

『旅順文集』 = 龍谷大學佛教文化研究所・西域研究會『旅順博物館藏新疆出土文物研究文集』、1993。

文獻目錄

和文

赤木崇敏

2008 「唐代前半期の地方文書行政—トゥルファン文書の検討を通じて—」『史學雜誌』117-11、75~102頁。

荒川正晴

1997 「クチャ出土「孔目司文書」攷」『古代文化』49、1~18頁。

小笠原宣秀・西村元佑

1960 「唐代役制關係文書考」『西域文化研究 第三 敦煌吐魯番社會經濟資料（下）』法藏館、131~186頁。

小田義久

1993 「大谷探検隊將來の庫車出土文書について」『東洋史苑』40・41、3~23頁。

嶋崎昌

1977 『隋唐時代の東トゥルキスタン研究』東京大學出版會。

礪波護

1992 「「孔目司帖」解説文」『旅順博物館所藏品展』1992、157~158頁。

内藤乾吉

1963 「西域發見唐代官文書の研究」『中國法制史考證』有斐閣、223~345頁。

中村裕一

1991 『唐代官文書研究』中文出版社。

日比野丈夫

1963 「唐代蒲昌府文書の研究」『東方學報』京都33、267~314頁。

吉田豊

2006 『コートン出土8-9世紀のコートン語世俗文書に関する覚え書き』（神戸市外國語大學研究叢書38）。

中文（ピンイン順）

陳國燦・劉安志（主編）

2005 『吐魯番文書總目（日本收藏卷）』武漢大學出版社。

郭 鋒

1993 『斯坦因第三次中亞探險所獲甘肅新疆出土漢文文書—未經馬斯伯樂刊布的部分—』甘肅人民出版社。

樊文禮・史秀蓮

- 2007 「唐代公牘文"帖"研究」『中國典籍與文化』2007-4 (總63)、8～12頁。
- 黃文弼
1954 『吐魯番考古記(考古學特刊 第三號)』中國科學院。
- 錢伯泉
1993 「《唐建中伍年孔目司文書》研究」『新疆大學學報』1993-3、44～50頁。
- 王啓濤
2005 『吐魯番出土文書詞語考釋』巴蜀書社。
- 王珍仁・劉廣堂
1992 「新疆出土的“孔目司”公牘析」『西域研究』1992-4、86～89頁。
- 1993 「新疆出土的“孔目司”公牘析—兼談大谷探檢隊與旅順博物館之西域文物—」『旅順博物館藏新疆出土文物研究文集』、25～30頁。
- 張廣達・榮新江
2002 「聖彼得堡藏和田出土漢文文書考釋」『敦煌吐魯番研究』6、221～241頁。

歐文

Kumamoto, H.

2001 Sino-Hvatanica Petersburgensia Part I, Manuscripta Orientalia, Vol.7, pp.3-9.

2007 Sino-Hvatanica Petersburgensia Part II, *Iranian Languages and Texts from Iran and Turfan* (Ronald E. Emmerick Memorial Volume), Wiesbaden, pp.147-159.

Skjærvø, P. O. (with contribution by U. Sims-Williams)

2002 *Khotanese manuscripts from Chinese Turkestan in the British Library. A complete catalogue with texts and translations*, London, The British Library.

Stein, A.

1907 *Ancient Khotan*. 2 vols, Oxford.

帖式文書一覽表

① トウルファン

番號	タイトル	發出元	發出先	文書番號	出土地	録文・寫眞	官印
1	唐西州蒲昌縣糧帖(一)	蒲昌縣		67TAM78:48	アスターナ78號墓	〈録〉『文書』4, p.91 ／〈録・寫〉『圖文』2, p.54.	「蒲昌縣之印」あり。
2	唐西州蒲昌縣糧帖(二)	蒲昌縣		67TAM78:41	アスターナ78號墓	〈録〉『文書』4, p.92 ／〈録・寫〉『圖文』2, p.54.	
3	唐西州蒲昌縣糧帖(三)	蒲昌縣		67TAM78:35	アスターナ78號墓	〈録〉『文書』4, p.93 ／〈録・寫〉『圖文』2, p.55.	「蒲昌縣之印」あり。
4	唐西州蒲昌縣下赤亭烽帖(一)	蒲昌縣	赤亭烽	67TAM78:36	アスターナ78號墓	〈録〉『文書』4, p.94 ／〈録・寫〉『圖文』2, p.55.	「蒲昌縣之印」あり。
5	唐西州蒲昌縣下赤亭烽帖(二)	蒲昌縣	赤亭烽	67TAM78:38	アスターナ78號墓	〈録〉『文書』4, p.95 ／〈録・寫〉『圖文』2, p.56.	「蒲昌縣之印」が二箇所あり。
6	唐西州蒲昌縣下赤亭烽帖爲鎮兵糧事	蒲昌縣	赤亭烽	67TAM78:37	アスターナ78號墓	〈録〉『文書』4, p.96 ／〈録・寫〉『圖文』2, p.56.	「蒲昌縣之印」あり。
7	唐西州蒲昌縣下赤亭烽帖爲牛草料事	蒲昌縣	赤亭烽	67TAM78:45(a)	アスターナ78號墓	〈録〉『文書』4, p.97 ／〈録・寫〉『圖文』2, p.57.	「蒲昌縣之印」あり。
8	唐西州蒲昌縣下赤亭烽帖爲覓失馳駒事	蒲昌縣	赤亭烽	67TAM78:34	アスターナ78號墓	〈録〉『文書』4, pp.98-99 ／〈録・寫〉『圖文』2, p.58.	
9	唐西州蒲昌縣下赤亭烽殘帖	蒲昌縣	赤亭烽	67TAM78:51/1	アスターナ78號墓	〈録〉『文書』4, p.100 ／〈録・寫〉『圖文』2, p.59.	
10	唐殘帖			67TAM78:48/3	アスターナ78號墓	〈録〉『文書』4, p.107 ／〈録・寫〉『圖文』2, p.62.	
11	唐中軍左虞侯帖爲處分解射人事	中軍左虞侯		73TAM222:1(b)	アスターナ222號墓	〈録〉『文書』7, pp.138-140 ／〈録・寫〉『圖文』3, pp.372-373.	
12	唐西州高昌縣下團頭帖爲追送銅匠造供客器事	高昌縣	團頭	64TAM35:25	アスターナ35號墓	〈録〉『文書』7, p.452 ／〈録・寫〉『圖文』3, p.523.	
13	唐高昌縣史成忠帖爲催送田參軍地子并罽事	高昌縣		64TAM36:9	アスターナ36號墓	〈録〉『文書』8, pp.34-35 ／〈録・寫〉『圖文』4, p.16.	
14	武周天山府下張父師團帖爲勘問右果毅闕職地子事	天山府	張父師團	73TAM509:19/15(a)	アスターナ509號墓	〈録〉『文書』9, p.4 ／〈録・寫〉『圖文』4, p.252.	2行目から3行目にかけて上方と下方に朱印二箇所あり。印文は「右玉鈐衛天山府之印」。

15	武周天山府下張父帖爲新兵造幕事一	天山府	張父	73TAM509:19/2	アスターナ509號墓	〈録〉『文書』9, p.5/ 〈録・寫〉『圖文』4, p.252.	1行目から2行目にかけて上方と中央と下方とに朱印が三箇所あり。印文は「右玉鈴衛天山府之印」。
16	武周天山府下張父團帖爲新兵造幕事二	天山府	張父團	73TAM509:19/3	アスターナ509號墓	〈録〉『文書』9, p.6/ 〈録・寫〉『圖文』4, p.253.	
17	武周天山府下張父團帖爲公廩地子文抄事	天山府	校尉張父團	73TAM509:19/11(a)	アスターナ509號墓	〈録〉『文書』9, p.7/ 〈録・寫〉『圖文』4, p.253.	
18	武周天山府下張父團帖爲出軍合請飯米人事	天山府	校尉張父團	73TAM509:19/10, 19/9	アスターナ509號墓	〈録〉『文書』9, pp.8-9/ 〈録・寫〉『圖文』4, p.254.	
19	武周天山府下張父師團帖爲追虞侯赴州事	天山府	校尉張父團	73TAM509:19/8	アスターナ509號墓	〈録〉『文書』9, p.10/ 〈録・寫〉『圖文』4, p.255.	
20	武周軍府帖爲領死驢價錢等事	天山府	某團	73TAM509:19/6(b)	アスターナ509號墓	〈録〉『文書』9, p.13/ 〈録・寫〉『圖文』4, p.257.	
21	武周天山府下張父團帖爲府史到事	天山府	張父團	73TAM509:19/1(a)	アスターナ509號墓	〈録〉『文書』9, p.14/ 〈録・寫〉『圖文』4, p.258.	
22	武周天山府帖爲催徵輸納事	天山府	某團	73TAM509:19/7	アスターナ509號墓	〈録〉『文書』9, p.15/ 〈録・寫〉『圖文』4, p.259.	
23	武周天山府帖爲索人并文抄及簿到府事	天山府	某團	73TAM509:19/4(a)	アスターナ509號墓	〈録〉『文書』9, p.16/ 〈録・寫〉『圖文』4, p.259.	2～4行目下方に朱印あり。印字は不明瞭。「天山府之印」か？
24	唐殘帖			73TAM506:4/24	アスターナ506號墓	〈録〉『文書』10, p.46/ 〈録・寫〉『圖文』4, p.418.	
25	唐西州帖蒲昌府爲今月番上缺兵事	西州都督府？	蒲昌府	寧樂11(2)		〈録〉日比野1963, p.290; 『寧樂』p.115/ 〈寫〉『寧樂』p.115	
26	唐西州都督府帖爲從春來番上守捉事	西州都督府		寧樂22(4)		〈録〉日比野1963, p.306; 『寧樂』p.57/ 〈寫〉『寧樂』p.57.	3～4行目下方に「西州都督府之印」あり。
27	唐西州天山府帖	天山府	佃地人某		哈拉和卓(カラホージャ)	〈録〉黄1954, pp.44-45; 内藤『西域』Ⅲ, p.28(内藤1963, p.245) 〈寫〉黄1954, 圖版42, 圖44.	

28	天山府帖斷片	天山府	校尉高堅(?) 隆圍	大谷1038		〈録〉『集成』1, p.8; 内藤『西域』Ⅲ, p.28 (内藤1963, p.245); 小笠原・西村『西域』 Ⅲ, p.150 / 〈寫〉『集 成』1, 圖版94	
29	唐某年七月十八日 高隱帖	判官高 隱	周溫	大谷4887		〈録〉『集成』3, pp.55 -56; 内藤『西域』 Ⅲ, pp.28-29 (内藤 1963, p.245) / 〈寫〉 『集成』3, 圖版45; 内藤『西域』Ⅲ, p.29 (内藤1963, p.245)	
30	唐天寶三載(744) 前後交河郡蒲昌縣 帖	蒲昌縣	眞容寺	書道博物館		〈録〉『流沙』20; 内 藤『西域』Ⅲ, p.28 (内藤1963, p.244) / 〈寫〉『流沙』20; 『書道博物館』下, p. 135.	
31	唐西州下寧戎, 丁 谷等帖爲供車牛事	西州	寧戎, 丁谷窟 寺	81SAT:2	吐峪溝千 佛洞	〈録〉『新出』p.123; 圖版p.471 / 〈寫〉 『新出』p.123; 圖版 p.471.	4~5行目に 「西州之印」の 印あり.
32	唐西州交河縣張秋 文帖永安城主爲限 時到縣司事(麟德 二(665)年の作成)	交河縣	永安城 主	2004TMN102: 45a + 2004TMN 102:45b, 2004T MN102:45a	木納爾	〈録・寫〉『新獲吐魯 番』上, 中華書局, 2008, p.120.	

②クチャ

番號	タイトル	發出元	發出先	文書番號	出土地	録文・寫眞	官印
1	唐殘帖			OR.6409(G.1) H.10	クチャ付近	〈録〉『中亞』2, p.337 / 〈寫〉『中亞』 2, p.337.	
2	孔目司文 書	孔目司	龜茲都督 府下の蓮 花渠の白 俱滿失離	旅博20.1609; 大谷8058缺	キジル石窟 か	〈録〉『文録』1992, 附録; 礪波1992, p.158; 王・劉1992, pp.86-87; 王・ 劉1993, p.25; 小田1993, pp.5-6; 錢1993, p.44; 『斯坦因』pp.132- 133; 荒川1997, p.2; 〈寫〉『圖譜』, 史料(14); 『新記』下卷, 1937, 別冊挾込寫眞; 『展覽目錄』, 圖2; 『旅順展』, p.109, 圖54; 『旅順文集』, 付圖	朱印あり.

③コータン

番號	タイトル	發出元	發出先	文書番號	出土地	録文・寫眞	官印
1	唐某年八月廿七日護國寺處分寺家人帖	護國寺	外巡僧大誓	S. 5868 ; OR. 8210/D.VII. 7 ; Cha. 16	ダンダン・ウイリク	〈録〉Stein, vol.1, p.532 ; 『釋録』2, p.160 ; 『斯坦因』p.557 ; 『中亞』2, p.315 / 〈寫〉Stein, vol.2, planche cxvi ; 『釋録』2, p.160 ; 『中亞』2, p.315.	
2	唐某年十二月二十三日傑謝鎮知鎮官將軍楊管卿納牛皮及鶉鳥鴿帖	傑謝鎮		OR. 6406 (M9 B) ; Hoernle. 2 ; Cha. 2	ダンダン・ウイリク	〈録〉Stein, vol.1, p.524 ; 郭1993, p.72 ; 『斯坦因』p.537 ; 『中亞』2, p.332 / 〈寫〉『中亞』2, p.332.	
3	某年九月十七日傑謝鎮帖羊戶爲市羊毛事	傑謝鎮	羊戶等	Дх.18915	ダンダン・ウイリク	〈録〉張・榮2002, p.222 / 〈寫〉『俄藏』17, p.280.	朱印痕あり.
4	某年五月簡王府長史王□□帖爲缺稅錢事	坎城守捉		Дх.18918	ダンダン・ウイリクか	〈録〉張・榮2002, pp.226-227 / 〈寫〉『俄藏』17, p.282.	
5	唐某年某月二十六日于闐鎮守軍帖	于闐鎮守軍		2006TZJI:037		〈録・寫〉『新獲吐魯番』下, 中華書局, 2008, p.361.	2~3行目に「鎮守軍之印」.

注

- (1) 後で觸れるように、こうした研究の空白を埋める論文が、最近公表された。赤木2008。
- (2) 『入唐求法巡禮行記』巻2に見える文登縣から清寧郷への帖には、開成4年の年號が記されている。樊・史2007、11頁。
- (3) 共料は、共は「供」に通じ、また料には「供出する」という意味があるので、ここでは「供出」と解しておく。
- (4) 本文書に接続するコータン語部分については、熊本裕氏により解讀されている。Kumamoto 2007, pp.1-4。
- (5) 鞞鼓については、これがどのような鼓であったのかは詳らかではない。鞞に付隨した鼓であろうか。
- (6) 擧に関して、王啓濤氏はこれを「報告」の意味に解する。王2005、248頁。この語については別に検討が必要であるが、ここでは「通達」と解しておく。
- (7) 本文書のコータン語部分については、熊本氏により解讀されている。Kumamoto 2007, pp.4-6。
- (8) 本文書には、朱印が捺されていた痕跡は認められない。
- (9) 書道博物館に所藏される「開元29(741)年6月眞容寺買牛契」(陳・劉2005、487頁)によると、眞容寺が于謹城において牛を購入しているが、この于謹城は、柳中縣の東60里にあったことが知られている。嶋崎1977、134~135頁。